

すぎなみの道づくり
(道路整備方針)

概要版

平成29年3月
杉並区

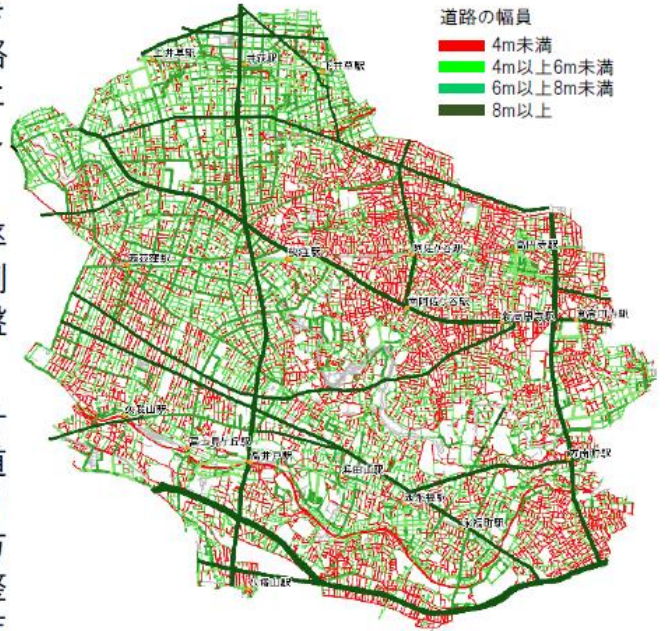
都市計画道路の整備率は約5割、狭あい道路の整備率は約3割 体系的な道路網の整備を計画的に行うため方針を策定しました

区内の都市計画道路について昭和63年から計画を更新しながら事業を進めてきました。また、幅員4m未満の狭あい道路（2項道路※）については、平成元年に杉並区狭あい道路拡幅整備条例を制定し拡幅整備を進めてきました。

しかし、区内の都市計画道路の整備率は約5割、狭あい道路の整備率は約3割にとどまり、依然として区内の道路基盤はぜい弱な状態にあります。

このため、体系的な道路網の整備を計画的に行うために都市計画道路と生活道路を一体とした「すぎなみの道づくり（道路整備方針）」（以下、道路整備方針）を策定しました。なお、この道路整備方針は、対象期間を平成29年度～37年度までの9箇年としました。

※2項道路：建築基準法第42条第2項の規定による道路



道路整備方針の考え方

道路に関するさまざまな課題を解消するため、今後の道づくりの方向性として、防災性、安全性、円滑性、利便性、住環境の5項目を設定しました。また、この5項目のうち、これまで頂いた区民等からの意見を参考に、防災性、安全性を重点化する項目としました。

重点化する項目

防災性 災害に強く安全で安心して暮らせる道路の整備

安全性 歩行者と自転車が安全で快適に利用できる道路の整備

円滑性 円滑に走行できる道路の整備

利便性 駅や公共施設につながる道路の整備

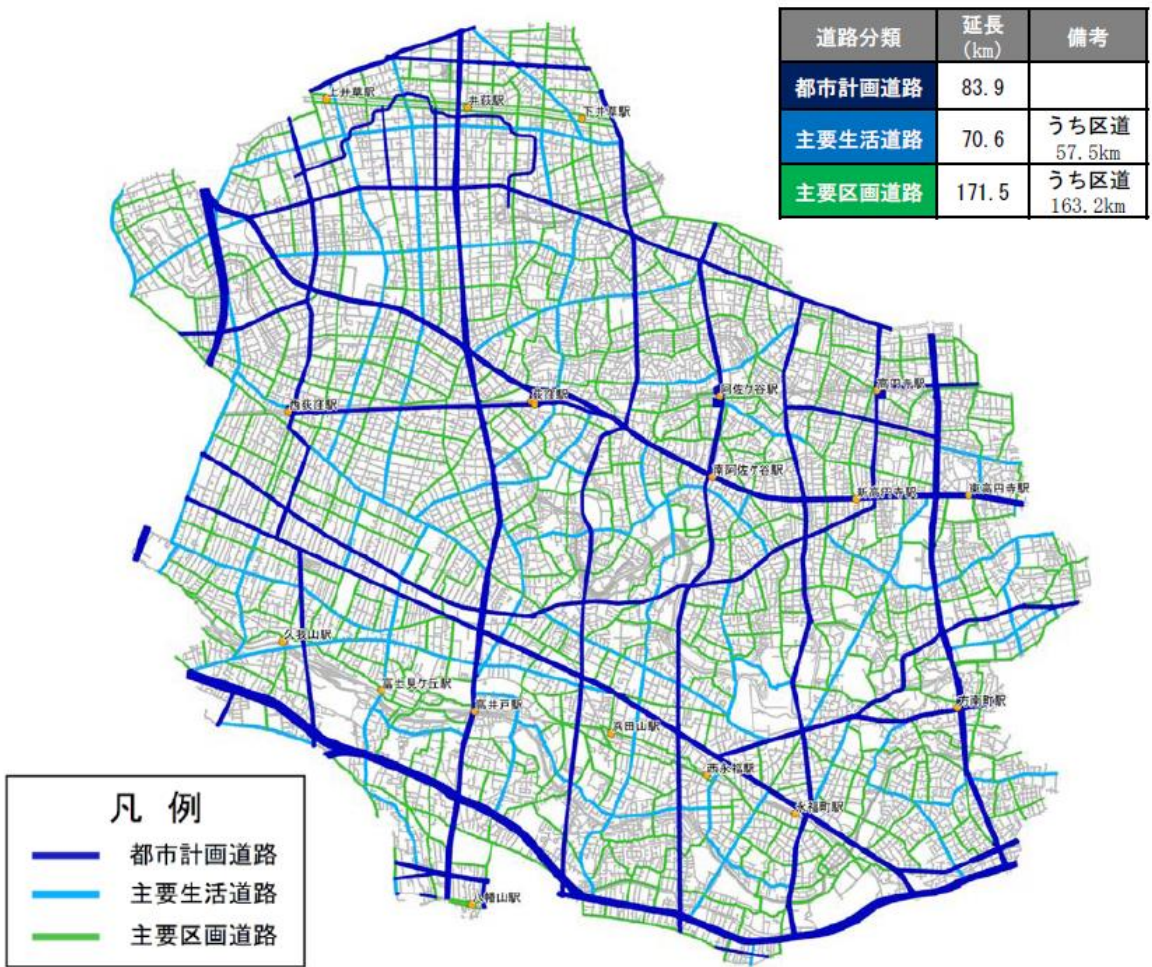
住環境 住環境を向上させる道路の整備

将来の道路網

幹線道路・生活道路など道路の機能ごとに

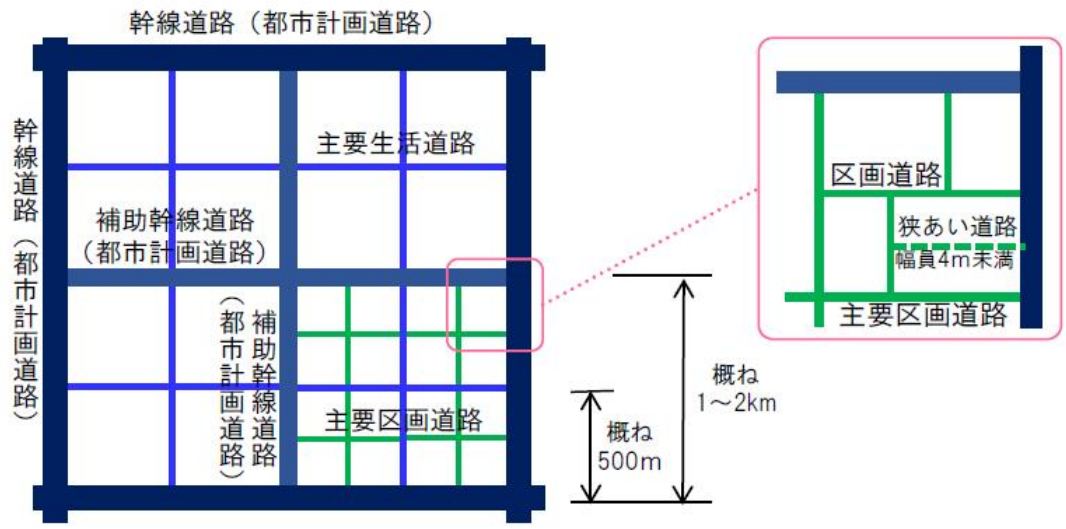
道路の段階的構成		道路の機能	幅員のイメージ	備考
幹線道路	幹線道路	・ 広域的な都市間交通を主とした道路	25m以上	都市計画道路事業
	補助幹線道路	・ バス交通などの区内の地域間交通を支え、安全な生活圏を構成する基本となる道路 ・ 概ね 1~2km 間隔での配置が望ましい	15~25m	
生活道路	主要生活道路	・ 身近な交通の中心となる道路 ・ 生活サービスの自動車通行の道路 ・ 歩行者の安全な道路 ・ 概ね 500m間隔での配置が望ましい	8~13m	
	主要区画道路	・ 火災などの際に、停車車両などがあっても緊急車両が通行できる道路 ・ 概ね 250m間隔で配置が望ましい	6m	
	区画道路	・ 各宅地に接続する最も身近な生活道路であり、歩行者優先を原則とする道路	4m	狭あい道路拡幅整備事業

将来の道路網図



※将来の道路網は、周辺環境や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。

分類し、将来の道路網を計画しました



主要生活道路には3つの計画幅員があります



※世田谷区の主要生活道路との連続性のため、幅員12mと設定している箇所があります。
 ※幹線道路を含む都市計画道路事業については、都市計画決定時に計画幅員が決定されています。



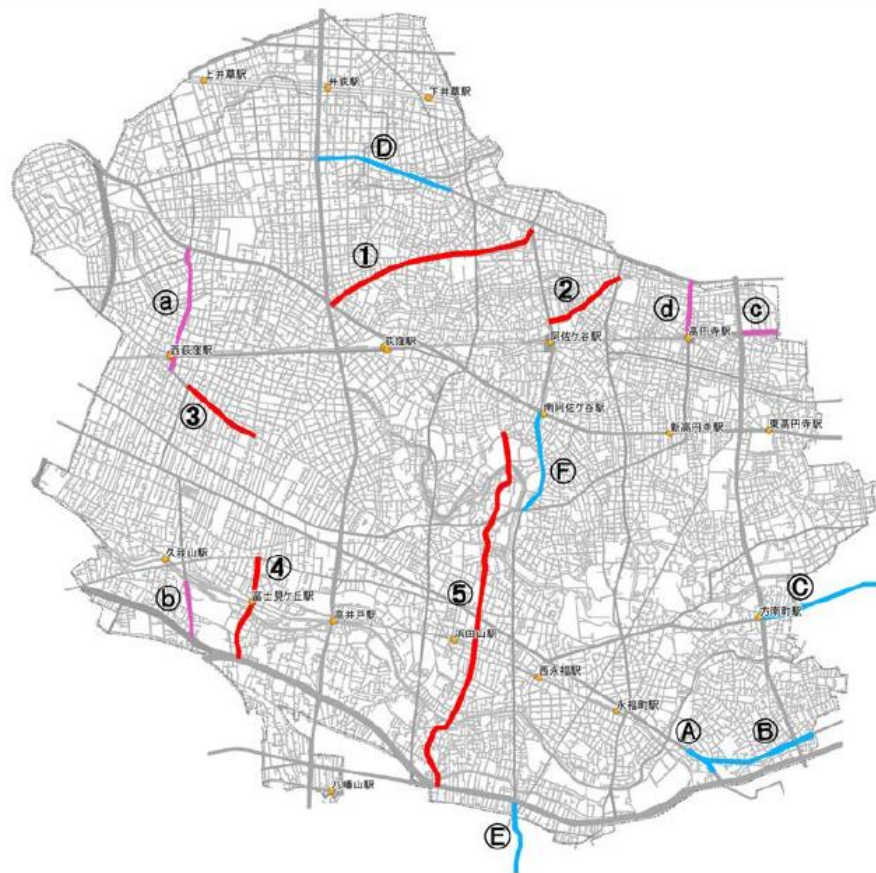
今後の道路整備

「将来の道路網」の実現に向けて、道路を効率的に整備するために

都市計画道路

都市計画道路の整備は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月30日）で平成28年度から平成37年度までに優先的に整備すべき路線として位置づけられた優先整備路線について整備を着実に進めていきます。

都市計画道路・主要生活道路の優先整備路線図



— 都市計画道路
優先整備路線
(東京都が施行します)

No	路線名	区間	延長 (m)
A	放射23号線	放射5付近～補助61付近	210
B	補助61号線	放射23～環状7付近	1040
C	補助62号線	補助26～環状7	1140
D	補助74号線	環状8～旧早稲田通り	1200
E	補助133号線	補助52～放射5	1890
F	補助133号線	放射6～補助130	890

— 都市計画道路
優先整備路線
(杉並区が施行します)

No	路線名	区間	延長 (m)
a	補助132号線	放射6～西荻南三丁目	1,070
b	補助216号線	神田川付近～放射5	470
c	補助221号線	環状7～中野区境	290
d	補助227号線	補助74～高円寺駅北口	420

— 主要生活道路
優先整備路線
(杉並区が施行します)

No	区間	延長 (m)
1	青梅街道～中杉通り	1,880
2	中杉通り～都市計画道路補128号	710
3	西荻南2丁目29～高円寺3丁目31	700
4	人見街道～放射5号	880
5	成田東4丁目6～国道20号	3,220

主要区画道路

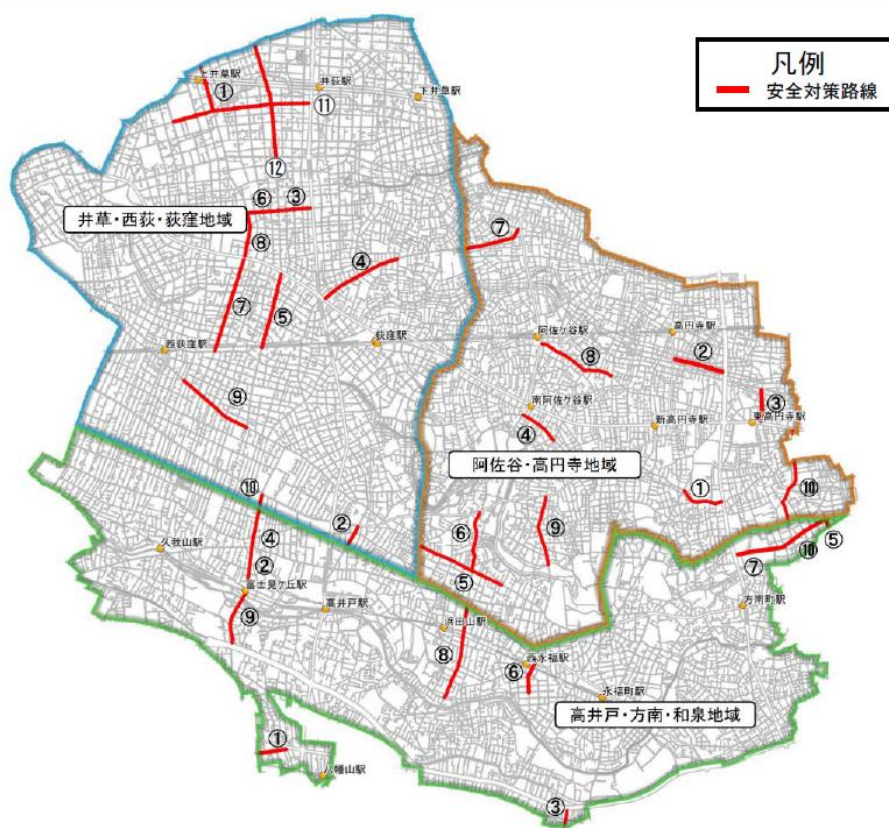
主要区画道路の整備は、関連する基盤整備事業を契機に、その機会を捉えて整備を進めていきます。

に優先的に整備する路線を設定し、選択と集中により道路整備を進めていきます。

主要生活道路

防災性、安全性を向上させるため道路拡幅を行う必要性が高い道路を優先整備路線として選定しました。また、現状の道路幅員において早期に安全対策を行う必要性が高い道路を安全対策路線として選定しました。これらの路線については、本方針の計画期間内に事業実施を目指します。

主要生活道路の安全対策路線図



安全対策路線の整備イメージ



※都市計画マスタープランの7地域を区内の3警察署の管轄で区分した3地区において、それぞれ事故が多い路線として上位10路線及び安全対策の必要性が高い路線を選定しました。
(警視庁 平成13年～27年事故データ)

区画道路（狭あい道路の拡幅整備）

平成28年7月に改正した狭あい道路の拡幅に関する条例に基づき、狭あい道路の拡幅整備を推進していきます。

